

令和6年鉾田市農業委員会6月定例総会議事録

日 時	令和6年6月25日（火）午後2時00分					
場 所	市役所 2階 大会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出
	9番	長峰 克巳	欠	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長					
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	10番 森作 秀裕 11番 小沼 正					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について					
	議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について					
	議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について					
	議案第 4 号 現況証明書の交付について					
	議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について					
	議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について					
	議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について					
	議案第 8 号 農地法第5条の規定による許可指令書の訂正願に					

	について 議案第 9 号 令和 7 年度国・県・市町村農業施策に関する要望 について 議案第 10 号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議 (案) について 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権 利移動届出について 報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等 の権利移動届出について 報告第 4 号 農地法制限除外の届出について 報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他
事 務 局	(開 会) それでは、令和 6 年鉾田市農業委員会 6 月定例総会を開会いたし ます。 開会に先立ちまして、飯岡会長よりご挨拶をいただきたいと思います。 ます。よろしくお願いします。
会 長	どうも皆さん、こんにちは。大分ここ二、三日暑くなりまして、 体調のほうも崩しやすいような気候となっております。十分、自分 の体は自分で守るほかないので、ひとつくれぐれも重症にならない ように十分水分のほうを補給しながら、いろいろな仕事に携わって いってください。お願いでございます。 それと、先日、JA ほこたのほうで招待を受けまして、年間 15 0 億円を突破したということで、過去最高の金額だということで、 この非常にありがたい席にお招きをいただきまして、本当にいい結 果だなと思っております。 いろいろ県会議員の方が来て褒めてくれたり、市長のほうも褒め てくれましたけれども、私もやはり 150 億円突破ということは非 常によかったかなと思っております。 JA 茨城旭村さんのほうもやはりそれに負けず劣らず、両方合わ せて金額がやはり全国トップクラスの野菜の生産高ということで、 これも非常に喜ばしい、そのためにはやはり我々農業委員会が一丸 となって優良農地を守っていかなければ、これはいけないことだ なと思って、昨日の挨拶の中でも述べさせていただきました。やはり 第 1 種農地に、いわゆる 500 メートル以内は太陽光発電が書類が

事務局	そろっていればそれで許可をせざるを得なくなる。こういう優良農地が非常に失われていることが残念でなりませんので、四、五日前の新聞には鉾田市のほうの条例で、太陽光発電の設置をするに当たっては、市の条例で国の基準よりかさらに厳しくなりまして、審査のほうもかなり厳しくなりましたので、そう簡単には太陽光のほうができないような感じになっております。 やはりそういうことで、市長のほうも、これ日本一の生産高というふうに、メロン、サツマイモも、世界に向けているような、世界一のメロンだなんて、そういうようなトップセールスをしてくれました。これは非常にありがたいと思っております。 しかしながら、そのことについてはＪＡほこたで１５０億円も突破しても、肥料が上がっている、農業資材が上がっている、材料費が上がっている、人件費が上がっている、差し引けば農業の産出金額が上がっていても、やはりそっちのほうに取られていて、利益のほうがさほど１０年前と変わらないというそういうことが皆さんのやっている方では認識があるのではないかなと思っております。やはりそういうところを市長にも昨日ちょっと小言を言ったのですが、これ１５０億円を突破としたと喜んでいても、やはり材料費が上がっていて人件費が上がっていてになれば営利そのものにならないということで、そういうことでなかなかやはりそれは市長のトップセールスで国のほうに少し陳情に行って、鉾田市のほうに、茨城県では駄目だから鉾田市のほうに補助金のほうを少しでも多く、農業の資材を買うに当たっても、国のほうから補助金が出るような、そういうセールスをしていただきたいと市長にも話はしました。それが、そういうことはある程度やりますということも言いましたけれども、それがやはり利益につながればいいですけども、何回も言いますけれども、金額が上がっても営利はそんなに変わらない、１０年前と何となくこれは非常に残念だなと思っておりました。 農業委員会としてもそういうふうに、皆さんの優良農家を守っていくためには、やはり優良農地のほうを確保するのに、やはり皆さんで頑張って守っていかなければいけないのではないかなと思っておりますので、今後も引き続き皆様の努力を期待しておりますので、どうぞその点はよろしく願いいたします。 まとまらない挨拶でございますけれども、今日１日慎重審議のほうをよろしく願いいたします。 ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第１４条第１項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。
------------	--

議	長	それでは、ただいまの出席委員は２２名であります。農業委員会等に関する法律第２７条第３項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会６月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日１日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日１日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、１０番 森作秀裕 委員、１１番 小沼正 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 ９番 長峰克巳 委員、１５番 窪伸衛委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより、議事に入ります。 (議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第１号 「農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許

議 長	可について」を議題といたします。
事 務 局	番号1番から番号19番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。 番号1番から番号19番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては19件、地目、田6筆、畑28筆、計34筆。面積は7万8,551平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買13件、普通贈与4件、区分地上権2件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 宇佐見達夫委員	番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。 3番、宇佐見です。1番について説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは近所の知人の間柄となります。■■■■さんの自宅の隣の農地で野菜を作りたいということで、売買契約が円満にまとまりました。新規就農ということで、事務局と確認に行ったところ、小さい耕運機などそろっていて、問題なく作付できると判断いたしました。問題ない案件かと思われまうので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、2番について説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは取引先の知人の間柄となります。譲渡人のほうの■■■■さんは、現在鉾田市内の■■■■を営んでおり、以前持っていた大戸の土地を■■■■さんに貸していましたが、今回、■■■■さんが購入するということで、売買契約が円満にまとまりました。■■■■さんはメロン栽培を家族経営で行っております。こちらも問題ない案件かと思われまうので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長 草野克信委員	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。 7番、草野です。3番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは紅葉区内の知人の間柄です。■■■■さんは数年前から申請地3筆を借り受けてハウスを建てコマツナを栽培していましたが、このたび■■■■さんより畑を買ってほしいとの話があり、売買が円満にまとまったそうです。■■■■さんはコマツナ、ミズナを中心にハウスで栽培し、経営面積も6

議 長	ヘクタール以上あり、研修生も4名おり、地域の若いリーダーとして頑張っております。問題ない案件ですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
平沼要司委員	続きまして、番号4番、番号5番について地元委員の説明を求めます。 8番、平沼です。番号4番についてご報告をいたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは兄弟の間柄でございます。このたび■■■■さんが家庭菜園を作るということで贈与が円満にまとまったということでございます。面積のほうは3アールということです。■■■■さんは、自家用の野菜を作りたいということです。地域との調和要件においても支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の権利の移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続けて、申請番号5番について、譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、作物、米などを中心とした農家であり、経営面積も5.6ヘクタールあり、■■■■さんも熱心に取り組んでおります。作物、米を増産するため、申請地を取得をしたいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利の移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いします。
議 長 山口正重委員	続きまして、番号6番、番号7番について地元委員の説明を求めます。 16番、山口です。申請番号6番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは譲受人のお父さんと知人の関係でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、カンショ、加工トマトなどを中心とした農家で、経営面積も2.3ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。サツマイモ、加工トマトを増産するため申請地を取得したいということでございます。 以上の理由から、譲受人は農作業に常時年間300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件

	においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしく審議のほどをお願いします。 続いて、申請番号7番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、水稻やハウスで葉物などを中心とした農家で、経営面積も5.1ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。ハウスを増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上の理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしく審議のほどをお願いします。
議長 海老原康廣委員	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。 18番、海老原です。番号8番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは友人関係の間柄です。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、契約が円満にまとまったということでございます。譲受人、■■■■さんは農業3年目で、米、麦、栗、中国野菜など幅広く野菜を作っているそうです。この土地は今まで■■■■さんから借りておりましたが、■■■■さんに取得してほしいと頼まれ、このたび契約したそうです。申請について何ら問題はございませんので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長 菅谷美尚委員	続きまして、番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。 4番、菅谷です。9番についてご説明いたします。 営農型太陽光発電継続による申請になります。申請期間は、令和6年7月25日から3年間になります。管理もよくしてあり、問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、10番についてご説明いたします。 9番と同じ営農型太陽光発電継続による申請になります。申請年月日は、令和6年7月25日から3年間になります。この場所も管理がよく行き届いてあって問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長	続きまして、番号１１番から番号１４番について地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	１１番、小沼です。申請番号１１番から１４番の４件は関連していますので、一緒に説明させていただきます。 申請番号１１番、■■■■さん、１２番、■■■■さん、１３番、■■■■さん、１４番、■■■■さんの４名は兄弟でございます。造谷にあります■■■■さんの４人は相続人です。このたび譲受人、■■■■が経営規模拡大を考えていたところ、鉾田に事業所を有する■■■■の紹介で、売買契約が円満にまとまったということです。■■■■は、ミニトマト、コマツナなどを中心とした農業法人であり、出荷物はＪＡ水戸に、社員は３名、事業実習生６名を有し、経営面積も２５４アールあり、熱心に取り組んでおります。鉾田ではコマツナなどを作るため申請地を取得したいということです。６月１７日、現地調査を行い、茨城町の事務所、倉庫を確認、トラクター３台、トラック１台、フォークリフト１台、みつばの選別機２台などあり、営農に支障はないと思います。 つきましては、農地法第３条第２項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	続きまして、番号１５番から番号１７番について地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	１７番、関根です。１５番について説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは親子の間柄でございます。このたび■■■■さんの農業経営安定のため、■■■■さんの畑１筆３反５畝を贈与を受けました。■■■■さんは、ミニトマト、サツマイモを中心とした農家でございます。今日、新規農業経営者として以前より奥さんの実家のミニトマト栽培を技術的にも学び、今回、事務局とも段ボール出荷、ＪＡ茨城旭村に出荷したものを確認しております。機械等も全部確認して、ハウスもミニトマト５反分ぐらいは現状でやっています。もうすぐに問題ないと思われますが、つきましては農地法第３条第２項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続いて、１６番について説明いたします。１５番と地主さんは同じで、譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは親子の間柄でございます。■■■■さんは、メロンなどを中心としたハウレンソウ、サツマイモを作付しておりまして、今回、■■■■さんの農業経営規模拡大のため、田１筆１町２反３畝、畑３町７反１畝を贈

	与を受けました。農業従事日数も300日以上のことから作業をしておりまして、譲受人は農業作業とも何ら問題ないと思われます。取得後も耕作事業を行うと認められ、下限面積も地域との調和要件においても問題ないと思われます。 つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 17番について説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは知人の間柄でございます。■■■■さんは、■■■■さんの畑を長期にわたりサツマイモを中心として作ってまいりました。このたび■■■■さんからその土地を買ってほしいということで、売買が円満にまとまったようでございます。 以上のことから譲受人は、農作業を年間350日従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、下限面積も地域との調和要件においても問題ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題ないと思われますので、ご審議のほどをお願いいたします。
議長 小沼藤雄委員	続きまして、番号18番について地元委員の説明を求めます。 20番、小沼です。■■■■不動産業などを営んでおりまして、譲受人の■■■■さんは養豚業を営んでいましたが、サツマイモとか米などに力を入れていまして、今回購入した土地にはサツマイモなどを作付していきたいということでありました。何ら問題ない案件だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 井川栄委員	続きまして、番号19番について地元委員の説明を求めます。 22番、井川です。19番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは地元からの友人という間柄でございます。このたび■■■■さんが農業を辞めるような状態にありまして、■■■■さんに相談したところ、■■■■さんの経営規模拡大ということで、円満に売買の契約がまとまったということでございます。■■■■さんは、サツマイモを中心とした後継者も立派に育っており、外国人労働者、日本人労働者を使って大変大規模な農家であり、将来的にも有望な農家でございます。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	それでは、番号1番から番号19番について質疑に入ります。質

	疑を許します。
大貫修一委員	菅谷美尚委員の案件で、営農型で何作っているのですか。
菅谷美尚委員	サカキです。5条のほうにもあるので、そっちで説明しようと思ったのですが、一応サカキがきれいに植わっていて、管理も物すごくよくなっていて、草の1本も出ていないような状態の営農型になっていました。
大貫修一委員	ありがとうございました。
議 長	そのほか質疑のほうはいかがでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	では、質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号1番から番号19番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番から番号19番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、申請地、 XXXXXXXXXX ，地目、畑，面積2，1

		05平方メートル。同じく■■■■■，地目，畑，面積2，685平方メートル。計2筆，4，790平方メートル。申請人，■■■■■，■■■■■。転用施設，豚舎，ビニール豚舎，堆肥舎，農業用浄化槽1，982.58平方メートル。 事由，養豚業の経営規模拡大を図るため新たな事業地が必要となり，現在の事業地に近い申請地に農地法の許可を得ずに平成11年頃から豚舎等を設置して利用していたため是正したい。なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されております。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。
	小沼正委員	11番，小沼です。申請番号1番について報告いたします。 去る6月11日に10番，森作委員，12番，永井委員，それと私と事務局で現地調査を行いました。場所については1ページの左側の位置になります。詳細につきましては，地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の地域であり，農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。
議	長	地元委員の説明を求めます。
	小沼藤雄委員	20番，小沼です。現地調査員の皆様，ご苦労さまでした。場所は1ページの左側であります。県道鉾田茨城線を茨城町方面に行きまして，舟木のセイミヤの交差点を右に曲がりまして，五，六キロ行った右側にこの豚舎はあります。始末書添付ということで是正したいという案件なので，よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは，番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号1番を申請どおり許可相当と認めることに，ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）

議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積1,300平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積4,231平方メートル。計2筆、5,531平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、ビニール豚舎、農業用資材置場、進入路、農業用駐車場1,440平方メートル。事由、[REDACTED]は養豚業を営んでいる事業地と隣接しており、道路と接していて利便性がよいため農業用資材置場、駐車場として利用していた。[REDACTED]は養豚業の経営規模拡大を図るために事業地と隣接していて利便性がよいため、ビニール豚舎、駐車場として利用していた。いずれの土地も農地法の許可を得ずに平成30年頃に整備していたため是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
小沼正委員	11番、小沼です。申請番号2番について報告いたします。 場所については地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の地域であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。現地調査員の方、ご苦労さまでした。この案件は、先ほど1番で上がりました[REDACTED]さんと親子関係にある[REDACTED]さんということです。場所は先ほどの土地の隣ということで、隣接しております。駐車場として農地法の許可を得ずに平成30年頃から使用していたため、是正したいということなので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議	長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。
議	長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局		番号3番、申請地、 XXXXXXXXXX ，地目、畑，面積289平方メートル。申請人， XXXXXXXXXX ， XXXXXXXXXX 。転用施設，農業用倉庫92.74平方メートル。事由，農地法の許可を得ずに令和元年頃から農業用倉庫を整備し利用しておりましたので是正したい。なお，この案件につきましては，既に使用されているため，始末書が添付されています。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
小沼正委員		11番，小沼です。申請番号3番について報告いたします。場所については地図2ページの左側となります。申請地は集団的に存在する農地の地域であり，農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，報告いたします。
議	長	地元委員も兼ねておりますので，続けてお願いします。
小沼正委員		申請番号3番について報告いたします。場所は地図2ページの左側となります。申請地は県道下太田鉾田線から北西に約1.2キロ

		ほど中に入ったところです。鹿島旭駅に１キロ程度の位置にあります。申請人、■■■■■さんは、メロン、トマトを中心とした農家であり、作物を貯蔵する倉庫が不足したため、農地法の許可を得る前に農地の一部に農業用倉庫を整備していたため、是正したいとのことです。現地を確認したところ、農業用倉庫が整備されておりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号３番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号３番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	番号３番を異議なしと認めます。番号３番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号４番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号４番、申請地、■■■■■，地目，畑，面積２２平方メートル。申請人，■■■■■，■■■■■。転用施設，自己住宅５７．９６平方メートル。事由，現在居住している住宅が老朽化しているため，宅地敷地と隣接する申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員		１２番、永井です。申請番号４番についてご報告いたします。場所については地図２ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地で、農地区分は第２種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、３人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします

議 長	地元委員の説明を求めます。
新堀隆委員	1番の新堀です。4番について説明いたします。場所は舟木の県道なのですが、その舟木の小学校前の丁字路から紅葉方面に約1.8キロくらい紅葉方面に向かったところにあります。このたび息子さんの住居を建築したいということで、隣接する申請地に建築したいということです。申請面積が住宅建てるにはすごく少なくてちょっとおかしいのではないかとと思って私も確認したのですが、古い住宅の隣に一定数の面積、その宅地になって残ってありました。それで、このたび新しく新築するのに、その残っている住宅地では少し狭いということで、若干増やしたということで、22平米を新たに農地を変更したいということです。この隣接する農地、あと北側の農地もこれは■■■■さんの農地でございまして、何ら問題もない案件だと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
議 長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX， 地目、畑，面積1，296平方メートル。同じくXXXXXXXXXX， 地目、畑，面積274平方メートル。計2筆1，570平方メートル。使用借人，XXXXXXXXXX，XXXXXX。使用貸人， XXXXXXXXXX，XXXXXX。転用施設，農業用倉庫， 農業用資材置場，進入路，189.92平方メートル。事由，農業 を営んでおり事業拡大に伴い生産量，出荷量が増え，貯蔵施設や資 材置場が不足したため，農業用倉庫及び農業用資材置場を整備した い。また，倉庫への進入路の幅員が狭く利便性が悪いため進入路と して整備したい。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いた だきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 小沼正委員	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。 11番，小沼です。申請番号2番について報告いたします。場所 については地図3ページの右側の位置となります。詳細につきましては， 地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する 農地の地域であり，農地区分は第1種農地と判断しました。農地転 用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計 画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しま したので，報告いたします。
議 長	それでは，地元委員の説明を求めます。

井川栄委員	22番, 井川です。現地調査員の皆さん, ご苦労さまでした。地図は3ページの右側になります。地図の説明をいたします。上がいこいの村廻沼の方面です。市道が真ん中太い道路が通っていき、交差点右側が旭スポーツセンター入り口になります。地図の2番が進入路で1番が農業用倉庫並びに資材置場になる申請であります。■■■■さんと■■■■さんは親子の関係でございます。■■■■さんは先ほど3条の申請にもありました同じ人でございます。■■■■さんの事業拡大に伴いまして、農業用倉庫や資材置場などが手狭になったということで、申請地に倉庫を建設したいということでございます。あわせて、進入路がございますが、幅員が狭いために、これもあわせて進入路を整備したいということであります。問題ない案件とされますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番, 大貫です。この自宅というのは、左側の位置ですか。前にも農業用倉庫を建てるので、たしか調査で自分は見に行ったと思うのですけれども、これはイモ農家ですね。
井川栄委員	サツマイモです。
大貫修一委員	分かりました。どうもありがとうございます。
議長	どうでしょうか、質疑のほうは。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	番号3番, 権利, 賃貸借。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積0.62平方メートル。賃借人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。賃貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 営農型太陽光発電設備0.62平方メートル。事由, 農地を有効利用するために, 申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物, サカキ, 許可の日から3年間の一時転用となっております。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員	12番, 永井です。申請番号3番についてご報告いたします。場所につきましては, 地図4ページの左側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さんお願いいたします。申請地は現地調査意見書のとおり, 申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが, 一時的に転用できる環境にあり, 農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。
議長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番, 菅谷です。3番についてご説明いたします。現地調査員の皆様, 大変ご苦労さまでした。場所は地図4ページ左側になります。県道18号線梶山セブンイレブン前の信号機を大洋支所方面に向かい, 約1.3キロ地点を右折し, 200メートル地点を右折, 100メートル右側になります。先ほどの3条案件と同じ物件になります。農地有効利用するための営農型太陽光発電の継続申請になります。サカキを作付してあり, 管理もしっかりしてあり, 問題のない案件と思われるので, よろしくご審議お願いいたします。
議長	それでは, 番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで, ご異議ございませ

	んか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	番号4番、権利、賃貸借。申請地、 、地目、畑、面積0.60平方メートル。賃借人、 。賃借人、。転用施設、営農型太陽光発電設備0.60平方メートル。事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物、サカキ、許可の日から3年間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井俊齋委員	12番、永井です。申請番号4番についてご報告いたします。場所につきましては、地図4ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いします。申請地は現地調査意見書のとおり、集団的に存在する農地の地域にあるが、一時的に転用できる環境にあり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。4番についてご説明いたします。場所は地図4ページ右側になります。先ほどと同じ県道18号線梶山セブンイレブン前信号を大洋支所方面に向かい、約2キロ地点を右折し、100メートル左側になります。先ほどと同じですけれども、3条に出ていた案件と同じ件になります。農地有効利用するための営農型太陽光発電の継続申請になります。この案件もサカキを作付しており、管理もしっかりしてあって問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。

議	長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 現況証明書の交付について)
議	長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、届出地、[REDACTED]、台帳地目、畑、面積238平方メートル。利用状況、堆肥舎。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。変更年月日、平成15年12月2日以前、確認年月日、令和6年6月17日。非農地証明となります。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員		10番、森作です。1番について報告いたします。去る6月17日、10番、森作、11番、小沼委員、12番、永井委員、事務局で現地調査を行いました。場所については5ページ左側を御覧ください。この場所は豚舎として利用されていた一部の堆肥舎として現存する場所でありました。堆肥舎はそのまま現存しておりました。

議 長 小沼藤雄委員	ので、3人の総合意見として現況証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告申し上げます それでは、地元委員の説明を求めます。 20番、小沼です。現地調査員の方、ご苦労さまでした。場所は5ページの左側でありまして、県道鉾田茨城線を茨城橋のほうに向かいまして、舟木のセイミヤ交差点を右に曲がりまして、それから五、六キロ行きますと、前に大沼という地区で中央スーパーというのがあったのですが、その十字路を左に曲がりまして、三、四キロ行った右側の狭い道路を入ったところであります。この案件は、地目変更ということですので、何ら問題ない案件かと思っておりますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議 長 事 務 局	番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
議 長	番号2番、届出地、XXXXXXXXXX、台帳地目、畑、面積130平方メートル。同じくXXXXXXXXXX、台帳地目、畑、面積1,572平方メートル。計2筆1,702平方メートル。利用状況、宅地、農業用資材置場、駐車場、作業場。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。変更年月日、平成15年12月2日以前、確認年月日、令和6年6月17日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。

森作秀裕委員	10番, 森作です。2番について報告いたします。場所については、5ページ右側を御覧ください。現地確認したところ、宅地、農業資材倉庫、駐車場、進入路等になっておりました。3人の総合意見として、現況証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。詳細については地元委員さん、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	24番, 梶間です。窪さんの案件ですけれども、代わりに2番をご説明いたします。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は地図5ページの右側を御覧ください。国道51号玉田弁天の信号を鉾田市役所旭支所のほうへ500メートルぐらい向かい、神谷医院の反対側になります。申請地は現在研修生の住まい、農業用資材置場、駐車場を確認してきました。問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番, 届出地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積73平方メートル。利用状況, 農業用倉庫。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。届出年月日, 令和5年11月22日, 確認年月日, 令和6年6月17日。転用事実証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。

森作秀裕委員	10番, 森作です。3番についてご報告申し上げます。場所については6ページ左側を御覧ください。詳細につきましては, 地元委員さんよりお願いいたします。現地を確認したところ, 農業用倉庫が建設されておりましたので, ご報告いたします。3人の総合意見として, 現況証明書の交付は可と判断いたしました。
議長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	17番, 関根です。地図6ページ左側の中央, 場所は国道51号勝下新田交差点から常磐地内に向かいまして1キロくらい進んだところに, 柴田組の前に自宅とハウスの間です。申請人は[REDACTED]さんで, 転用の事実証明となります。令和5年11月22日に制限除外の届出をしており, 地目変更登記のため申請したそうです。現地に農業用倉庫が整備されております。事実転用証明の発行について問題ない案件と思われますので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは, 番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認めます。番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに, 決定いたします。 (議案第5号 農地改良協議に対する同意について)
議長	続きまして, 議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」

	を議題といたします。
議 長 事 務 局	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号1番、届出地、[REDACTED]、畑、2、900平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。目的、高低差解消。期間は令和7年1月31日までとなっております。以上でございます。
議 長 永井俊齋委員	現況調査員の調査報告を求めます。 12番、永井です。申請番号1番について報告いたします。場所につきましては、地図6ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は市道と当該農地の高低差を解消するための工事であります。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長 新堀隆委員	地元委員の説明を求めます。 1番、新堀です、場所は鉾田北小から上富田のほうに向かって、高速道路の橋があるのですが、それを渡らずに右折して大体100メートルくらいの場所になります。この案件は、実は2か月前にも申請があったのですが、私が確認したところ、隣の申請地の左側に住宅地があるのですが、その段差が大体3センチくらいはあるのですが、大雨のときにちょっと問題が出る可能性があったので、農地改良の設計のほうを再考してもらいました。そして、この境界のところを逆に20センチ掘り下げまして、そこからこの左側の道路になだらかに土を盛ってもらうということにしましたので、そうしてもらえれば、この隣のおうちに迷惑がかからないと思いますので、許可してもよろしいかと思しますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号2番、届出地、[REDACTED]、畑、2、960平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。目的、高低差解消。期間は令和6年9月20日までとなっております。以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
森作秀裕委員		10番、森作です。2番について報告いたします。場所については7ページを御覧ください。詳細につきましては、地元委員さんよりお願いいたします。農地転用許可基準から判断いたしまして、高低差の解消等実現の確実性を判断いたしまして、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員		23番、箕輪です。2番について説明いたします。場所は最後7ページでありまして、県道110号線、銚田から水戸へ行く県道でありまして、ここに舟木小学校の跡地から約1キロ水戸のほうに行ったところに揚子江という食堂がありまして、そこを右折して七、八百メートルくらい行ったところの少し中になります。申請人の[REDACTED]さんは、葉物を中心とした農家であります。この申請地は舟木でも菖蒲沼という地名がつくくらい、全体的に地盤の低いところあります。近年のゲリラ豪雨等により、はけ切れない水がハウスの中に入って水没してしまうということで、ポンプ等でくみ上げても間に合わないということでもあります。ここ近年、令和4年、5年、6年と毎年のようにこの申請人は農地改良をしております。今年で大体改良が終わるかなということでもあります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号２番を協議どおり同意することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号２番を協議どおり同意することに決定いたします。 (議案第６号 農用地利用集積計画の決定について)
議	長	続きます、議案第６号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事 務 局		申請件数につきましては、１４件、合計で５９筆、面積１４万２０８平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借２７筆、使用貸借３２筆となっております。内訳につきましては、新規が１筆、再設定が５８筆となっております。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第６号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第7号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては4名、筆数は5筆で、合計面積は1万6,590平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和6年6月25日、鉾田市農業委員会、会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第8号 農地法第5条の規定による許可指

		令書の訂正願について)
議	長	続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可指令書の訂正願について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	許可を受けた土地、[REDACTED]，畑，2．12平方メートル。同じく，[REDACTED]，畑，1，822平方メートル。計2筆1，824．12平方メートル。転用事業者，[REDACTED]，[REDACTED]。訂正事由，申請書の面積が誤っていたため。訂正を要する箇所，[REDACTED]，面積，正しくは2．32平方メートル。誤りが2．12平方メートル。当初許可年月日，令和6年4月25日。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第8号 農地法第5条の規定による許可指令書の訂正願については，申請どおり決定することに，ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め，申請どおり決定いたします。 (議案第9号 令和7年度国・県・市町村農業施策に関する要望について)
議	長	続きまして，議案第9号 「令和7年度国・県・市町村農業施策

議 長	に関する要望について」を議題といたします。
議 務 局	事務局の説明を求めます。 議案第9号についてご説明いたします。この件につきましては、茨城県農業会議から意見の集約の依頼がありまして、先月の定例総会にて、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様は6月10日までに、意見・要望書の提出をお願いしたところ農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名から意見書の提出をいただきました。提出された方は少ないのですが、提出いただいた意見を踏まえまして、農政部会において検討・集約後、農業会議へ報告及び市への要望をしたいと考えております。つきましては、鉾田市農業委員会会議規則第27条第1項によりまして、意見集約を農政部会へ付託していただきたく、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第9号 令和7年度国・県・市町村農業施策に関する要望について、農政部会に取りまとめを付託することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、農政部会において取りまとめをした意見を、茨城県農業会議へ報告することといたします。 (議案第10号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議(案)について)
議 長	続きまして、議案第10号「全国農業新聞」普及推進に関する申

議 長 事 務 局	し合わせ決議（案）について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。 全国農業新聞についてですが、現在、各農業委員におかれまして もご購読いただいているところでございます。今後のさらなる購読 数の増加を目指して取り組んでいくため、5月に開催された県全体 の農業委員会会長・局長会議においても新規購読者の確保について 話し合われました。また、今回、茨城県農業会議より、農業委員・ 推進委員による普及推進に関する申し合わせ決議について、総会で 採択する取組が求められておりますので、議案に上程いたしました。 この全国農業新聞の普及推進については、農業委員会の重要な 業務の一つとして位置づけられており、掲載内容についても、各地 の先進事例や、身近な情報等も掲載されておりますので、農業経営 に役立つ情報もあると思われます。そのため、お知り合い等で興味 のある方がいらっしゃいましたら、ぜひお勧めいただければと思い ますので、よろしくお願いいたします。それでは、全国農業新聞普 及推進に関する申し合わせ決議（案）を読み上げます。 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議。 農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の 最適化」の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不 可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を 強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、農業 委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に 取り組むため、本総会において下記の3点の取り組みを強力に進め ることを申し合わせ決議する。 記 1. 農業者や農村現場への農政情報の普及・浸透と、地域の情報 発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う。 2. 農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上 の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う。 3. 令和6年11月21日までに購読部数86部の達成を目指 す。 令和6年6月25日、鉾田市農業委員会。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 今の事務局の説明でよろしゅうございますか。 （質疑なしの声あり）

議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第10号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議（案）については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 （報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について）
議	長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		2件の届け出がございました。2筆で合計面積は1万7,067平方メートル。全て合意解約となっています。 以上でございます。 （報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について）
議	長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		5件の届出がございました。17筆で面積につきましては合計で4万8,072平方メートルでございます。相続による所有権移転

	となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	4件の届出がございました。地目、畑，4筆で，合計面積3万4，841平方メートルでございます。添付書類を含め，事業要件を満たしておりますので，令和6年5月28日付けで会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。 (報告第4号 農地法制限除外の届出について)
議 長	続きまして，報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により，報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。番号1番，届出地，XXXXXXXXXX地目，畑，面積103.87平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。転用施設は農業用倉庫となっております。 以上でございます。 (報告第5号 農地等の現況に係る照会に対す

	る回答について)
議 長	続きまして、報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	法務局より4件の照会がございました。番号1番から番号4番、6筆で地目、畑から雑種地への変更。現況地目を確認し、番号1番、番号3番、番号4番については非農地であり、番号2番は、3筆の内、2筆は非農地、1筆は農地の一部が非農地であったことから一部農地として、令和6年5月17日、5月27日、6月5日、6月11日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます
議 長	それでは、以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、その他について何かありましたらお願いします。
事 務 局	その他なのですけれども、農業者年金の加入推進部長について、本年度につきましては、昨年度に引き続き、22番 井川栄 委員、23番 箕輪美代子 委員にお願いをいたしたいと思っております。本年度も、昨年度同様、15名の目標達成ができますように各農業委員との情報交換や加入推進活動の働きかけ、サポートを積極的をお願いしたいと思っております。 以上でございます。
議 長	それでは、続きまして、その他について何かありましたらお願いします。 事務局どうぞ。
事 務 局	すみません。もう一点なのですけれども、長峰農業委員さんの持ち区のほうについて、5月の総会後に話し合いを行いまして、療養中につきましては、隣接の委員にお願いすることになりました。「野友、半原、西半原」を森作委員、「借宿新田、栗野」については、永井委員のご協力をいただくことになりましたので、ご報告いたします。 以上でございます。

議 長	そのほかについて何かありましたらば。 はい、どうぞ。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。最初の挨拶で太陽光が条例で決まったと、概要でいいのですけれども、どのような形で決まったのかちょっとお願いします。
議 長	では、事務局のほうから。
事 務 局	それでは、簡単に説明させていただきます。今まで茨城県のガイドラインというのがございまして、それは50キロワット以上ということで、それは届出をするということで茨城県はそういう取決めでございました。今回、鉾田市は10キロワット以上の発電施設ということで、それ以上については生活環境課のほうと協議して進めるということで、一番大きい決まり事としてはそこが協議するということでございます。 それで、協議については隣接地とか、その方とよく話し合っというようなことであります。大きいところはそのくらいでございます。 以上でございます。
箕輪美代子委員	分かりました。
議 長	それと違いますけれども、今局長が話しました隣接地との話し合い、隣接の人の同意がやっぱり必要のように今後なってきますので、その辺の方があまりいい返事しなかったり何かのときには、ちょっと簡単にはいかない。今まで以上に2つほどは主な要因。キロワット数も大分下がります。そういうことで、国が決めたということは市は下げます。
箕輪美代子委員	これは1種も2種も3種も全部一緒。 (一緒の声あり)
議 長	なのだけれども、守るためだから、農地を。農地がなくなってしまってからでは、太陽光では生産高が下がる。こういう形でやはり土壌を守るということで、そういう経過で条例が。 そういうことでございます。 そのほかありましたら。

大貫修一委員	旅行委員のほうから、前にも言ったのですけれども、7月の暑気払いということで、先月農業委員会定例会が終わった後、菅谷幸子委員とニュー麻生に行きましてお願いしてきました。それで、追加がないように今回は1万2,000円にさせていただきたいなということで、皆さんにぜひご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。 後で文書を出すとかそういうことなのですから、今日、出席のほうを確認したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。 小沼藤雄委員帰ってしまったのですけれども、出席するということが今確認しましたから、出席できない人はいますか。
山口正重委員	日にちは決定ですか。 日にちはこの次の総会日。
大貫修一委員	そうです。25日。ますい。
山口正重委員	経営士の県の総会がひたちなかである。
大貫修一委員	この定例会は出ないの。
山口正重委員	定例会に出たら、急いで。
大貫修一委員	定例会終わってから。
山口正重委員	そうね。
大貫修一委員	都合の悪い人はやっぱり、あといますか。
新堀隆委員	ちょっと予定がまだはっきりしていないもので、ちょっと待ってください。分かりましたら連絡しますから。
大貫修一委員	事務局に連絡してもらえば、あとはいませんか。 山口さんが欠席ということで、あとは連絡待ちということでお願いします。
議 長	とりあえず今、議事の審議中でございますので、議事録に載せなくてはならないものだから、総会が終わって、締めてからその他のほうでひとつお話のほうはお願いいたします。まず、とりあえずこれを議事録に載せるようなそういう形になっておりますので。 その他について事務局のほうから何かお伝えすることないでし

	ようか。 事務局 すみません。農地係からですが、今日またタブレットのほうを活用して総会のほう始まったのですけれども、アンケート調査をやってから、しばらくちょっとやっていなかったのですが、来月からまた3条の案件がある地元委員の方に現地の写真をタブレットで撮ってきていただくということで、議案書配布の際に案件がある方のところにお届けいたしますので、その際には活用して写真撮影のご協力をお願いできればと考えています。 ちょっと時間がたってしまったので、やり方とかちょっと忘れてしまったとかそういうのがあれば、こちらのほうでやり方等またお教えしますので、ご相談いただければと思います。 以上です。 議長 また、事務局お願いします。 事務局 この後に農政部会のほうが行いますので、3時50分から開会したいかなと思っておりますので、農政部会の委員のほうはこのまま終了後も残っていただきたいと思います。 以上でございます。 議長 そういうことで、事務局のほうからそのほかの報告はありませんか。 事務局 ありません。 議長 では、どうでしょうか。皆様のほうからその他についてどうでしょうか。 大貫修一委員 暑気払いは6時からになってもさ。 議長 それは、これ終わってから、一旦締めてからやります。 そのほかのことについて何かあったら、ひとつお願いします。 大丈夫ですか。 (発言なし) 議長 それでは、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。
--	--

午後3時42分 閉 会

署 名 人

議長（会長）

10番 委 員

11番 委 員